

# 公 示 送 達 書

伊佐市告示第98号

令和8年5月29日

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は、伊佐市役所税務課において保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

伊 佐 市 長   橋 本   欣 也



送 達 文 書	氏 名
令和8年度固定資産税納入通知書兼納付書（全期分）	内田 利広

備考 地方税法第20条の2の規定により掲示をした日（6月1日）から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。